

NPO 福井県ウオーキング協会会則

(名称)

第1条 本会は、NPO 福井県ウオーキング協会(以下県協会)と称する。

(所在地)

第2条 県協会の所在地は会長宅とする。

(目的)

第3条 県協会は社団法人日本ウオーキング協会と協力し、県下にウオーキングを普及推進する。また自然や歴史を大切にして健全な人格の形成に努め社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ウオーキングの実践と普及
- (2) 地域団体との交流と地域社会への貢献
- (3) その他ウオーキングの推進に関すること

(組織)

第5条 県協会は、第6条に定める個人及び団体をもって構成する。

(会員)

第6条 県協会の会員は、次のように定める。

- (1) 個人会員 ウオーキングに積極的に参加し実践と普及に貢献する人
- (2) 家族会員 個人会員の家族
- (3) 団体会員 福井県内でウオーキングを推進し、その普及、振興を行う地域及び組織団体
- (4) 賛助会員 県協会の目的に賛同する個人及び団体

(入会)

第7条 入会の手続きは、所定の申込書に必要事項を記入し、入会金と年会費を添えて提出する。

(役員)

第8条 県協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 理事 若干名(会長、副会長を含む)

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第9条 役員は会員の中から選び、総会の承認を得るものとする。

任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第10条 県協会に次の会議を置く。会議の議長は会長が務める。

(1) 総会(年1回開催を原則とするが、理事会の発議で臨時総会を開くことができる)

総会は会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(2) 理事会

(会議の内容)

第11条 会議は事業、予算、決算、役員その他県協会の運営に関する事項を審議、決定する。

決議はいずれも出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会計)

第12条 県協会の運営は会員の会費その他をもってあてる。

入会費 1,000 円、家族会員 500 円

年会費 会員 4,000 円、家族会員 3,000 円(4 月～3 月)

第13条 県協会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、会長が作成し総会の議決を経なければならない。

第14条 県協会の事業報告書、活動計画書、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(付則)

第16条 この会則は、令和7年4月1日から施行する。